

利用権設定（経営受委託、移転及び転貸しを除く）関係

1. 各筆明細

農用地利用集積計画書

受付コード		利用権の設定を受ける者（乙）	生年月日 氏名又は名称	電話番号	住所	区分	地区	世帯	農協名	地区名
登録区分	1. 新規 2. 再設定 3.	利用権を設定する者（甲）	生年月日 氏名又は名称	電話番号	住所	区分	地区	世帯	農協名	地区名

利用権を設定する土地				設定する利用権										法律関係				利用権を設定する土地の（甲）以外の権原者等				備考	
区域	所在		現況地目	面積 m ²	利用内容	始期 終期	存続期間	借賃		期間借地の場合	支払方法	利用権の種類	法律関係	住所	氏名又は名称	同意印	権原の種類	支期限等	その他				
	大字	地番						10a当り	年額											1	2	3	1
						自年月日 至年月日	年	円 kg	円 kg	自年月日 至年月日	1 現金 2 口座 3 物納	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権					毎年					
						自年月日 至年月日	年	円 kg	円 kg	自年月日 至年月日	1 現金 2 口座 3 物納	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権					までに					
						自年月日 至年月日	年	円 kg	円 kg	自年月日 至年月日	1 現金 2 口座 3 物納	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権					金融機関名					
						自年月日 至年月日	年	円 kg	円 kg	自年月日 至年月日	1 現金 2 口座 3 物納	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権										
						自年月日 至年月日	年	円 kg	円 kg	自年月日 至年月日	1 現金 2 口座 3 物納	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権					(保有米)					
						自年月日 至年月日	年	円 kg	円 kg	自年月日 至年月日	1 現金 2 口座 3 物納	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権	1 賃借権 2 使用権 3 貸借権						債				
計	筆数	田	筆	畑	筆	樹園地	筆	その他	筆	面積	田	m ²	畑	m ²	樹園地	m ²	その他	m ²					

↑ 共通事項を了承し、この計画に同意する。

農用地区域は1
市街化区域は2
その他は3

利用権の設定を受ける者 氏名

(同意 年 月 日)

利用権を設定する者 氏名

(同意 年 月 日)

2. 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称		性別	年齢	歳	農業従事日数	日	農家台帳番号	あっせん譲受 等候補者名簿	登録番号	登録年月日				
現に耕作又は養畜の 事業に供している農 用地の面積 (m ²)		利用権の設定等を受 けた後に耕作又は養 畜の事業に供する農 用地の面積 (m ²)		主たる 経営 の 目 的	兼業の有無		利用権の設定等を受ける者の世帯員（構成員） の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜 飼育状況		主な農機具の所有状況 種類（台数）		認定 番号
					区分	有	無	職種	世帯員	農業従事者（うち15歳以上60歳未満の）	種類	数量	種類	
農地	自作地	農地	自作地	本人	男	人	農業専従者							認定 年月日
	小作地	農地	小作地				農業主として農業従 補助者							
	計		計	後継者	女	人	雇用労働力（年間延日数）			人日				
採草放牧		採草放牧												

3. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細書に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年 法律第229号）第24条の規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約権の保留の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約する権利は有しない。

(第2条)

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。

この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が土地改良区と連絡の上別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から____日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が 現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（「土地改良法昭和24年法律第195号」に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価格とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返 還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(第2案)

(8) 利用権に関する事項の変更

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項を変更しようとするときは、相手方の同意を要する。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

